

問題1 建築物省エネ法の省エネ基準に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

- 1) 令和7年4月1日以降に着工する建築物の増改築は、増改築を行う部分だけが省エネ基準に適合すればよい。
- 2) 省エネ適判の対象となる非住宅建築物が適合すべき基準は、一次エネルギー消費量基準である。
- 3) 省エネ適判の対象となる新築の非住宅建築物に適用される省エネ基準は、当該建築物の建物規模によらず建物用途に応じて BEI が 0.75～0.85 である。

問題2 令和7年4月からの建築物省エネ法に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

- 1) 住宅品確法に基づく住宅性能評価員は、当該評価員が性能評価を行うことができる住宅に限り、省エネ適判を行うことができる。
- 2) 住宅・建築物を販売又は賃貸する事業者には、販売等の対象になる住宅・建築物の省エネ性能を表示する努力義務が課せられる。
- 3) 高い開放性を有する部分を除く床面積が 10 m<sup>2</sup>以下の増改築については、省エネルギー基準の適合義務の対象とはならないが、説明義務の対象となる。

問題3 令和7年4月からの住宅の省エネ基準適合義務化に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

- 1) 複合建築物において、住宅部分の評価に住宅性能評価書を参考にして住宅部分の審査を合理化することができる。
- 2) 住宅性能評価と省エネ適判を同一機関に申請する場合は、住宅性能評価の申請図書をもって省エネ適判の申請図書の一部を兼ねることができる。
- 3) 令和7年3月末までに確認済証の交付を受ければ、着工が4月以降になっても、建築物省エネ法の適合義務は課せられない。

問題4 令和7年4月からの住宅の省エネ基準適合義務化に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

- 1) 共同住宅の評価では、共用部分のエネルギー消費性能を評価対象としないことができる。
- 2) 住宅の評価では、外皮性能には仕様基準を、一次エネルギー消費性能には標準計算を適用することができる。
- 3) 共同住宅の評価では、外皮基準は住棟単位で、一次エネルギー消費量基準は住戸単位で評価する。

問題5 令和7年4月からの住宅の省エネ基準適合義務化における「外皮基準への適合確認」に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

- 1) 一戸建て住宅の外皮性能が仕様基準、一次エネルギー消費性能が標準計算で評価されている場合は、確認検査の審査で当該基準への適合を確認することになるため、適合判定は不要である。
- 2) 住宅部分において、冷房期と暖房期の平均日射熱取得率のうち、冷房期のみ地域区分ごとに定められている基準値に適合していることを確認した。
- 3) S造の住宅において、屋根・天井及び外壁の構造熱橋部の日射熱取得量が、平均日射熱取得率に計上されていること確認した。

問題6 適合義務の有無等を判断するための床面積算定における「高い開放性を有する部分」に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

- 1) 高い開放性を有する部分に該当する共同住宅の外廊下については、照明設備がある場合でも、一次エネルギー消費量計算の対象としないことができる。
- 2) シャッター開放時の開口面積が床面積の1/20以上となる車庫は、「高い開放性を有する部分」である。
- 3) 高い開放性を有する部分に相当するカフェ等のテラス席に設けられた照明設備や暖房設備は、一次エネルギー消費量計算の対象となる。

問題7 省エネ適判の要否に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

- 1) 9 m<sup>2</sup>のトイレが付属する 300 m<sup>2</sup>の屋根付き多目的広場（側面は開放）は、省エネ適判を受ける必要がない。
- 2) 9 m<sup>2</sup>の運転手控室が付属する 300 m<sup>2</sup>の自動車車庫（シャッター付き）は、省エネ適判を受ける必要がない。
- 3) 9 m<sup>2</sup>の管理人室が付属する 300 m<sup>2</sup>の冷凍冷蔵倉庫は、省エネ適判を受ける必要がない。

問題8 建築物省エネ法における「計画変更時の手続き」に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

- 1) 非住宅部分において、建築基準関係規定に基づく計画変更に係る確認申請が必要な場合であっても、省エネ計画に関して変更がない場合は省エネ適判を受ける必要がない。
- 2) 非住宅部分において、軽微な変更該当しない省エネ計画の変更を行った場合、建築主は完了検査申請までに改めて省エネ適判を受ける必要がある。
- 3) 非住宅部分において、再計算によって基準適合が明らかな軽微な変更であっても、再計算した内容を所管行政庁等が確認した「軽微変更該当証明書」の交付を受ける必要がある。

問題9 省エネ適判における「軽微な変更」に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

- 1) 非住宅部分において、省エネ計画の変更が軽微な変更該当するため、建築主は当該変更に係る省エネ適判の申請を行わなかった。
- 2) 非住宅部分において、一定範囲内の省エネ性能が低下する変更について、建築主等は軽微な変更説明書と当該変更に係る図面や仕様書等の根拠資料により、軽微な変更該当していることを確認した。
- 3) 非住宅部分において、省エネ性能が向上する変更について、建築主等は現場検査後に軽微な変更説明書と当該変更による計算結果の提出を受け、軽微な変更該当していることを確認した。

問題10 省エネ適判における「手続き」に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

- 1) 特定建築行為に該当する建築物について低炭素認定を取得していたため、所管行政庁等による省エネ適判の手続き等を不要と判断した。
- 2) 所管行政庁等は、申請受付前に申請に必要な図書の種類、部数等の形式的な確認を行い、建築主に対して図書の不足を指摘した。
- 3) 所管行政庁等は、14日以内に適合判定通知書を交付できない合理的な理由があったため、期間延長の通知書を建築主事等に交付した。

問題11 建築物省エネ法における「性能向上計画認定」に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

- 1) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定について適合すべき基準は、外皮基準と一次エネルギー消費量基準である。
- 2) 所管行政庁が行うことになっている性能向上計画の認定について、その全部又は一部を登録省エネ判定機関に行わせることができる。
- 3) 性能向上計画認定を受けている建築物については、省エネ適合判定通知書が交付されているものとして取り扱うことができる。

問題12 建築物省エネ法の「大臣認定制度」に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

- 1) 大臣認定制度により、採用する個々の技術、および、個別の建築物に対して認定がなされた。
- 2) 登録建築物エネルギー消費性能評価機関（登録省エネ評価機関）において、特殊の構造・設備を用いる建築物の性能を評価した。
- 3) 大臣認定の取得後に、大臣認定書に記載されている仕様等に該当しない省エネ基準に係る計画変更を行ったため、建築主は再度、大臣認定を取得した。

問題 1 3 モデル建物法における「外皮性能」の評価に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

- 1) 地上階から最上階（塔屋階は除く）まで平面図上で同一位置にある非空調の部分を、非空調コア部とした。
- 2) 勾配屋根に対して水平な天井断熱を行っていたため、勾配なりの実面積を屋根面積とした。
- 3) 光を通さない鋼製建具を使用していたため、開口部仕様入力シートにおける「ガラスの種類」は「S」を選択した。

問題 1 4 モデル建物法における「外皮」の評価に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

- 1) ガラスの種類を選択において、中空層幅が 3mm だったが、「中空層幅 6mm」として評価した。
- 2) 断熱仕様の入力において、断熱材の詳細な仕様が定まっていなかったため、断熱材種類（大分類）だけを選択して評価した。
- 3) 外皮の熱貫流率算定において、屋根断熱及び天井断熱がされていたが、外気に通じていない天井裏空間だったので、密閉中空層とみなして熱貫流率を算定した。

問題 1 5 モデル建物法における「空気調和設備」の入力シートの作成に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

- 1) 自動制御が行われておらず固定回転数で運用する送風機について、インバータが設置されていたため、「変风量制御の有無」では「有」を選択した。
- 2) 吸収式冷凍機に付随する一次ポンプや冷却塔ファン、冷却水ポンプの消費電力については入力しなかった。
- 3) 暖房熱源のみが設置され、冷房熱源は設置されていなかったため、暖房熱源の仕様のみを入力し、冷房熱源については入力しなかった。

問題16 モデル建物法における「機械換気設備」の評価に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

- 1) 高効率電動機の有無の入力について、高効率電動機を採用した送風機の送風量の割合が、全送風機の合計風量の80%以上であったため「有」を選択した。
- 2) 機械換気設備の評価において、単相の送風機だったので入力を省略した。
- 3) 空調をしていない倉庫に設置された機械換気設備について、その仕様・性能を入力した。

問題17 モデル建物法における「照明設備」の評価について、最も不適当なものはどれか。

- 1) ホテルの客室において、ルームキーにより人の在・不在を判別して照明を点滅するシステムを採用したため、在室検知制御の有無を「有」とした。
- 2) すべての照明器具について、手動スイッチによる局所的な調光システムを採用したため、明るさ検知制御を「無」とした。
- 3) 蛍光灯器具の具体的な型番が未定だったので、(一社)日本照明工業会による「ガイド114-2012:照明エネルギー消費係数算出のための照明器具の消費電力の参考値」に記載されている数値を入力した。

問題18 モデル建物法における「給湯設備」の評価に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

- 1) 燃焼式給湯システムを採用したため、定格消費電力には補機等が消費する電力を入力した。
- 2) 呼び径65の主要な給湯配管について保温材の厚さを20mmとしたため、保温仕様には「保温仕様C」と入力した。
- 3) 全ての浴室シャワー水栓において、手元止水機構を採用したため、節湯器具には「節湯B1」と入力した。

問題19 標準入力法における「エネルギー利用効率化設備」の評価に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

- 1) 太陽電池モジュールが屋根と空隙を設けて間接的に設置されていたが、太陽電池アレイの架台設置形として評価した。
- 2) 熱主運転のコージェネレーション設備が設置されていたが、電主運転とみなして評価した。
- 3) ガスタービンタイプのコージェネレーション設備が設置されていたが、ガスエンジンタイプと同等として評価した。

問題20 標準入力法における「住宅部分と非住宅部分で共有する設備」の評価に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

- 1) 発電電力を売電する太陽光発電設備が設置されていたため、当該設備が設置されていないものとして評価されていることを確認した。
- 2) 冷温熱を供給する熱源機が1台設置されていたため、室内機の定格能力の大きい加熱能力で按分された台数が、様式 C-1（空調熱源入力シート）に入力されていることを確認した。
- 3) エネルギー消費性能計算プログラム（住宅版）に登録されている、発電電力や排熱が双方に供給されるコージェネレーション設備が設置されていたため、非住宅部分では評価していないことを確認した。

問題21 住宅に関する省エネルギー基準に準拠したプログラムにおける「外皮」の評価に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

- 1) 床面積 100 m<sup>2</sup>の住戸において、他と仕様の異なる 3 m<sup>2</sup>の窓（単板ガラス+アルミサッシ）が1か所あったが、窓の垂直面日射熱取得率はその窓を除いて計算した。
- 2) 1つの住戸 120 m<sup>2</sup>と事務所 80 m<sup>2</sup>からなる RC 造の複合建築物について、住戸部分の外皮性能の評価方法として、「当該住戸の外皮面積を用いず外皮性能を評価する（ここで計算）」を選択した。
- 3) 「その他の床の熱貫流率」の入力にあたり、「外気に接する床（熱貫流率 0.25W/(m<sup>2</sup>・K)）」と「外気に通じる床裏に接する床（熱貫流率 0.5W/(m<sup>2</sup>・K)）」の仕様が異なる床があったが、「熱貫流率に温度差係数を乗じた数値」が大きい後者を採用した。

問題 2 2 住宅に関する省エネルギー基準に準拠したプログラムにおける「暖房設備」の評価に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

- 1) ルームエアコンディショナーについて、カタログに記載されている「定格暖房能力」および「定格暖房エネルギー消費効率」を用いてエネルギー消費効率の区分を選択した。
- 2) パネルラジエーターと FF 暖房機の両者を設置する計画であったため、暖房設備機器等として FF 暖房機を選択した。
- 3) 2 か所以上のその他の居室に、床暖房設備を設置する計画であったため、それぞれの居室について、計算した上面放熱率を比較して最も小さい値を入力した。

問題 2 3 住宅に関する省エネルギー基準に準拠したプログラムにおける「冷房設備」の評価に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

- 1) ダクト式セントラル空調機で冷房される住宅について、温度センサーを設置しない居室があったため、VAV 方式を「採用しない」とした。
- 2) マルチタイプ（室外機 1 台に対して接続される室内機の数 が 2 台以上）により住戸全体を冷房するので、「冷房方式」で「居室のみを冷房する」を選択した。
- 3) 「冷房設備機器を設置しない」を選択したので、一次エネルギー消費量は、ルームエアコンディショナー（エネルギー消費効率の区分（は））により計算が行われた。

問題 2 4 住宅に関する省エネルギー基準に準拠したプログラムにおける「換気設備」の評価に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

- 1) リビング以外はダクト式第一種換気設備（内径 75mm 以上のダクトのみ使用、電動機の種類は直流）を設置し、リビングは壁付け式第一種換気設備（熱交換型換気設備）を設置したので、後者の種別を選択した。
- 2) 複数の全般換気設備を設置するので、それぞれの全般換気設備の比消費電力のうち最も大きな値を比消費電力として入力した。
- 3) 内径 100mm のダクトのみを使用し、AC（交流）モーターを採用したので、省エネルギー手法として「径の太いダクトを使用する」を選択した。



問題25 住宅に関する省エネルギー基準に準拠したプログラムにおける「太陽熱利用設備」の評価に関する次の記述のうち、最も不適当なものはどれか。

- 1) 空気集熱式太陽熱利用設備は、集熱部において温められた外気を直接居室に給気する必要がある。
- 2) 液体集熱式太陽熱利用設備の種類として、開放形太陽熱温水器、密閉型太陽熱温水器、またはソーラーシステムを選択することができる。
- 3) 太陽熱利用設備として、液体集熱式太陽熱利用設備と、空気集熱式太陽熱利用設備を評価することができる。